

預金保険条例

預金保険制度が導入され、銀行預金 50 万人民元まで保護されるように

トランザクションバンキング部

国務院は、2015年3月31日付で「預金保険条例」(国務院令第660号、以下略称「条例」)を公布しました。「条例」では、銀行が破綻等の状況に陥った場合、銀行へ預入れた資金を50万人民元まで払戻すことや、預金保険基金の運用方式が規定されており、2015年5月1日から施行されます。

2014年11月30日に中国人民銀行が「預金保険条例」の草案を発表し意見募集を行っていましたが、その草案の内容からはほぼ変更無く、本「条例」が公布されています。

ちなみに、既に預金保険制度を導入している日本では、預金保護対象は「1金融機関1預金者あたり元本1,000万円までと破綻日までの利息等」とされています。

1. 預金保険制度とは

預金保険制度とは、預金者の權益を保護し、金融の安定を維持することを目的として、預金保険に加入した金融機関が預金保険基金管理機構へ保険料を納付することで、預金保険基金を形成し、当該金融機関が経営危機や破綻に陥った場合、預金保険基金管理機構が預金者へ一部もしくは全預金を払戻す制度を指します。

中国ではこれまで預金保険制度はありませんでしたが、2015年5月1日以降は、銀行が破綻しても当該銀行預金50万人民元までが保護されることとなります。50万人民元を超過する部分については、破綻した金融機関の残余財産の状況に応じて払戻されるため、払戻金額は確定できません。

2. 中国における預金保険制度の概要

(1) 規定された内容

「条例」では、預金保険加入者等について以下が規定されました。

【図表 1: 「条例」の内容】

預金保険の加入対象	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国内に設立された商業銀行(外資法人銀行と中外合弁銀行を含む)、農村合作銀行、農村信用合作社等の預金を受け入れる銀行業金融機構 ✓ 預金を受け入れる銀行業金融機構(以下略称、保険加入機構)の保険加入は必須
(加入対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険加入機構が中国外で設立した分支機構 ✓ 外国銀行が中国内で設立した分支機構
預金保険の対象	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 預金元本と利息 ✓ 人民元預金と外貨預金 ✓ 個人向け預金と法人向け預金
(保険対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関のインターバンク預金、保険加入機構の高級管理者の当該保険加入機構での預金および預金保険基金管理機構の規定において保険を許可していないその他預金
預金払戻上限	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 同一預金者の同一保険加入機構における全預金口座の預金元本と利息の合計額50万人民元まで ✓ 50万人民元超過部分は保険加入機構の清算財産の中から払戻される
預金保険料率	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基準料率と金融機関ごとのリスク別個別料率の二本立てで算定 ✓ 具体的な料率については別途預金保険基金管理機構が制定する

(2) 運用と払戻

預金保険基金の運用先については、中国人民銀行への預金、政府債券・中央銀行手形・信用格付の高い金融債券への投資等に限ることで預金保険基金の安全性を確保しています。

また、預金を払戻すべき状況と、その状況が発生してから7営業日以内に預金を払戻すことと規定することで、預金保険制度のスムーズな履行を図っています。

<預金保険基金管理機構が預金を払戻すべき状況>

- (一) 預金保険基金管理機構が保険加入機構の接収管理を担当する
- (二) 預金保険基金管理機構が抹消された保険加入機構の清算を行う
- (三) 人民法院が保険加入機構の破産申請を受理して裁定する

(3) 預金保険基金管理機構

預金保険基金管理機構について、「条例」の公布を受け国務院は2015年4月1日に「預金保険制度実施法案に同意することに関する批復(回答)」(国函[2015]60号)を公布しています。

この「批復」の中で、まずは人民銀行が預金保険の専用口座を開設して管理を行い、預金保険基金の条件が整った時点で独立機構である預金保険基金管理機構を設立するとしています。

3. 預金保険制度の影響

今回、中国で初めて導入されることになる預金保険制度について、中国人民銀行はホームページ上で、「最高払戻限度額50万人民元という金額は、2013年の中国一人当たりGDPの12倍と世界でも有数の保障レベルである」「99.63%の預金者へ全額保護を提供できる」と評価しています(「人民銀行責任者の「預金保険条例」についての記者会見」による)。

預金保険制度の導入は、政府の銀行預金に対する実質保証時代の終焉を意味し、中国の今後の金利自由化や金融機関の破綻も視野に入れた競争環境整備への布石となります。

金融機関(本稿でいう保険加入機構)が収めるべき保険料率や基金の積立期間がまだ明確にされていないことから、金融機関の資金負荷や預金金利への影響等は未だ分かっていません。

将来的にこの制度に基づいて金利の自由化が進められる局面では、預金獲得競争から金利の上昇圧力が生じる可能性も考えられ、今後の動向が注目されます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">中华人民共和国国务院令 第 660 号</p> <p>《存款保险条例》已经 2014 年 10 月 29 日国务院第 67 次常务会议通过，现予公布，自 2015 年 5 月 1 日起施行。</p> <p style="text-align: right;">总理 李克强 2015 年 2 月 17 日</p>	<p style="text-align: center;">中華人民共和国國務院令 第 660 号</p> <p>「預金保険条例」は 2014 年 10 月 29 日に国务院第 67 回常務會議を通過した。ここに公布し、2015 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">総理 李克強 2015 年 2 月 17 日</p>
<p style="text-align: center;">存款保险条例</p>	<p style="text-align: center;">預金保険条例</p>
<p>第一条 为了建立和规范存款保险制度，依法保护存款人的合法权益，及时防范和化解金融风险，维护金融稳定，制定本条例。</p>	<p>第一条 預金保険制度を構築してルール化し、法に従って預金者の合法的な權益を保護し、金融リスクを遅滞無く防止・排除し、金融の安定を維持するために、本条例を制定する。</p>
<p>第二条 在中华人民共和国境内设立的商业银行、农村合作银行、农村信用合作社等吸收存款的银行业金融机构（以下统称投保机构），应当依照本条例的规定投保存款保险。投保机构在中华人民共和国境外设立的分支机构，以及外国银行在中华人民共和国境内设立的分支机构不适用前款规定。但是，中华人民共和国与其他国家或者地区之间对存款保险制度另有安排的除外。</p>	<p>第二条 中華人民共和国の域内に設立された商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社等の預金を受け入れる銀行業金融機構（以下略称、保険加入機構）は、本条例の規定に照らして預金保険に加入しなければならない。保険加入機構が中華人民共和国の域外で設立した分支機構、および外国銀行が中華人民共和国の域内で設立した分支機構には前項規定を適用しない。ただし、中華人民共和国と其他国家・地区との間に預金保険制度に対する別途協定がある場合を除く。</p>
<p>第三条 本条例所称存款保险，是指投保机构向存款保险基金管理机构交纳保费，形成存款保险基金，存款保险基金管理机构依照本条例的规定向存款人偿付被保险存款，并采取必要措施维护存款以及存款保险基金安全的制度。</p>	<p>第三条 本条例で言う預金保険とは、保険加入機構が預金保険基金管理機構へ保険料を納付し、預金保険基金を形成し、預金保険基金管理機構は本条例の規定に照らして預金者へ被保険預金を払戻し、併せて預金および預金保険基金の安全な制度を維持するために必要な措置を採ることを指す。</p>
<p>第四条 被保险存款包括投保机构吸收的人民币存款和外币存款。但是，金融机构同业存款、投保机构的高级管理人员在本投保机构的存款以及存款保险基金管理机构规定不予保险的其他存款除外。</p>	<p>第四条 被保険預金には保険加入機構が受け入れた人民元預金と外貨預金を含む。ただし、金融機構のインターバンク預金、保険加入機構の高級管理者の同保険加入機構における預金および預金保険基金管理機構の規定において保険を許可していないその他預金を除く。</p>

第五条 存款保险实行限额偿付，最高偿付限额为人民币 50 万元。中国人民银行会同国务院有关部门可以根据经济发展、存款结构变化、金融风险状况等因素调整最高偿付限额，报国务院批准后公布执行。

同一存款人在同一家投保机构所有被保险存款账户的存款本金和利息合并计算的金额在最高偿付限额以内的，实行全额偿付；超出最高偿付限额的部分，依法从投保机构清算财产中受偿。

存款保险基金管理机构偿付存款人的被保险存款后，即在偿付金额范围内取得该存款人对投保机构相同清偿顺序的债权。

社会保险基金、住房公积金存款的偿付办法由中国人民银行会同国务院有关部门另行制定，报国务院批准。

第六条 存款保险基金的来源包括：

- (一) 投保机构交纳的保费；
- (二) 在投保机构清算中分配的财产；
- (三) 存款保险基金管理机构运用存款保险基金获得的收益；
- (四) 其他合法收入。

第七条 存款保险基金管理机构履行下列职责：

- (一) 制定并发布与其履行职责有关的规则；
- (二) 制定和调整存款保险费率标准，报国务院批准；
- (三) 确定各投保机构的适用费率；
- (四) 归集保费；
- (五) 管理和运用存款保险基金；
- (六) 依照本条例的规定采取早期纠正措施和风险处置措施；
- (七) 在本条例规定的限额内及时偿付存款人的被保险存款；
- (八) 国务院批准的其他职责。

存款保险基金管理机构由国务院决定。

第八条 本条例施行前已开业的吸收存款的

第五条 預金保険は限度額払戻しを行い、最高払戻限度額は 50 万人民币元とする。中国人民銀行は國務院関連部門と共に經濟發展、預金構成の変化、金融リスク状況等の要素に基づき最高払戻限度額を調整することができ、國務院の批准後に公布して執行する。

同一預金者の同一保険加入機構における全被保険預金口座の預金元本と利息の合計額が最高払戻限度額以内の場合、全額払戻される。最高払戻限度額を超過した部分は、法に従って保険加入機構の清算財産の中から払戻を受ける。

預金保険基金管理機構は、預金者の被保険預金を払戻した後、払戻金額の範囲内で当該預金者の保険加入機構に対するものと同等の完済順序の債権を取得する。

社会保障基金、住居積立金預金の払戻弁法は中国人民銀行が國務院関連部門と共に別途制定し、國務院に報告して承認を受ける。

第六条 預金保険基金の資金源は以下を含む：

- (一) 保険加入機構が納付した保険料
- (二) 保険加入機構の清算で分配された財産
- (三) 預金保険基金管理機構が預金保険基金を運用して取得した収益
- (四) その他合法的な収入

第七条 預金保険基金管理機構は以下の職責を履行する：

- (一) その履行職責に関連する規則を制定して公布する
- (二) 預金保険料率基準を制定して調整し、國務院に報告して承認を受ける
- (三) 各保険加入機構の適用料率を確定する
- (四) 保険料の集金
- (五) 預金保険基金の管理と運用
- (六) 本条例の規定に照らした早期是正措置とリスク処理措置の採用
- (七) 本条例が規定する限度額内における遅滞無い預金者の被保険預金の払戻
- (八) 國務院が批准するその他職責

預金保険基金管理機構は國務院が決定する。

第八条 本条例施行前に既に開業して預金を受け入れた

银行业金融机构，应当在存款保险基金管理
机构规定的期限内办理投保手续。

本条例施行后开业的吸收存款的银行业金融
机构，应当自工商行政管理部门颁发营业执
照之日起6个月内，按照存款保险基金管理
机构的规定办理投保手续。

第九条 存款保险费率由基准费率和风险差
别费率构成。费率标准由存款保险基金管理
机构根据经济金融发展状况、存款结构情况
以及存款保险基金的累积水平等因素制定和
调整，报国务院批准后执行。

各投保机构的适用费率，由存款保险基金管
理机构根据投保机构的经营管理状况和风险
状况等因素确定。

第十条 投保机构应当交纳的保费，按照本
投保机构的被保险存款和存款保险基金管理
机构确定的适用费率计算，具体办法由存款
保险基金管理机构规定。

投保机构应当按照存款保险基金管理机构的
要求定期报送被保险存款余额、存款结构情
况以及与确定适用费率、核算保费、偿付存
款相关的其他必要资料。

投保机构应当按照存款保险基金管理机构的
规定，每6个月交纳一次保费。

第十一条 存款保险基金的运用，应当遵循
安全、流动、保值增值的原则，限于下列形
式：

- (一) 存放在中国人民银行；
- (二) 投资政府债券、中央银行票据、信用
等级较高的金融债券以及其他高等级债券；
- (三) 国务院批准的其他资金运用形式。

第十二条 存款保险基金管理机构应当自每
一会计年度结束之日起3个月内编制存款保
险基金收支的财务会计报告、报表，并编制
年度报告，按照国家有关规定予以公布。

存款保险基金的收支应当遵守国家统一的财

銀行業金融機構は、預金保険基金管理機構が規定した期
限内に保険加入手続を行わなければならない。

本条例施行後に開業して預金を受け入れた銀行業金融機
構は、工商行政管理部门が営業許可証を発行してから6ヶ
月以内に、預金保険基金管理機構の規定に基づいて保険
加入手続を行わなければならない。

第九条 預金保険料率は基準料率とリスク別個別料率で構
成される。料率基準は預金保険基金管理機構が経済金融
発展状況、預金構成状況および預金保険基金の累積水準
等の要素に基づき制定して調整し、国务院に報告して承認
を受けた後執行する。

各保険加入機構の適用料率は、預金保険基金管理機構が
保険加入機構の経営管理状況とリスク状況等の要素に基
づき確定する。

第十条 保険加入機構が納付しなければならない保険料
は、本保険加入機構の被保険預金と預金保険基金管理機
構が確定した適用料率の計算に基づき、具体的な規則は
預金保険基金管理機構が規定する。

保険加入機構は預金保険基金管理機構の要求に基づき、
被保険預金残高、預金構成状況および適用料率、保険料
計算、払戻預金の確定に関連するその他必要資料を定期
的に報告しなければならない。

保険加入機構は預金保険基金管理機構の規定に基づい
て、6ヶ月毎に保険料を納付しなければならない。

第十一条 預金保険基金の運用は、安全性、流動性、価値
保持・価値上昇の原則を遵守しなければならない。以下の形
式に限る：

- (一) 中国人民銀行への預金
- (二) 政府債券、中央銀行手形、信用格付の高い金融債券
およびその他高格付債券への投資
- (三) 国务院が批准したその他資金運用形式

第十二条 預金保険基金管理機構は毎期、会計年度終了
日から3ヶ月以内に預金保険基金収支の財務会計報告、
報告表を作成し、併せて年度報告を作成、国家関連規定に
基づいて公布しなければならない。

預金保険基金の収支は国家統一の財務会計制度を遵守

务会计制度，并依法接受审计机关的审计监督。

第十三条 存款保险基金管理机构履行职责，发现有下列情形之一的，可以进行核查：

（一）投保机构风险状况发生变化，可能需要调整适用费率的，对涉及费率计算的相关情况进行核查；

（二）投保机构保费交纳基数可能存在问题的，对其存款的规模、结构以及真实性进行核查；

（三）对投保机构报送的信息、资料的真实性进行核查。

对核查中发现的重大问题，应当告知银行业监督管理机构。

第十四条 存款保险基金管理机构参加金融监督管理协调机制，并与中国人民银行、银行业监督管理机构等金融管理部门、机构建立信息共享机制。

存款保险基金管理机构应当通过信息共享机制获取有关投保机构的风险状况、检查报告和评级情况等监督管理信息。

前款规定的信息不能满足控制存款保险基金风险、保证及时偿付、确定差别费率等需要的，存款保险基金管理机构可以要求投保机构及时报送其他相关信息。

第十五条 存款保险基金管理机构发现投保机构存在资本不足等影响存款安全以及存款保险基金安全的情形的，可以对其提出风险警示。

第十六条 投保机构因重大资产损失等原因导致资本充足率大幅度下降，严重危及存款安全以及存款保险基金安全的，投保机构应当按照存款保险基金管理机构、中国人民银行、银行业监督管理机构的要求及时采取补充资本、控制资产增长、控制重大交易授信、

し、併せて法に従って会計監査機関の会計監督を受けなければならない。

第十三条 預金保険基金管理机构が職責を履行する中で、以下のいずれかの状況が発生した場合、調査を行うことができる：

（一）保険加入機構のリスク状況に変化が起こり、適用料率の調整が必要となる可能性がある場合、関連料率計算の関連状況に対して調査を行う

（二）保険加入機構の保険料納付基数に問題が存在する可能性がある場合、その預金の規模、構成および真实性に対して調査を行う

（三）保険加入機構が報告した情報、資料の真实性に対して調査を行う

調査中に発生した重大な問題に対して、銀行業監督管理機構へ告知しなければならない

第十四条 預金保険基金管理机构は金融監督管理協調体制に参加し、併せて中国人民銀行、銀行業監督管理機構等の金融管理部门、機構と情報共有体制を構築する。

預金保険基金管理机构は情報共有体制を通じて関連する保険加入機構のリスク状況、検査報告と格付け状況等の監督管理情報を取得しなければならない。

前項規定の情報が、預金保険基金のリスクコントロール、遅滞無い払戻の保証、個別料率の確定等の需要を満たすことができない場合、預金保険基金管理机构は保険加入機構にその他関連情報を遅滞無く報告することを要求することができる。

第十五条 預金保険基金管理机构が保険加入機構に資本不足等、預金の安全および預金保険基金の安全に影響を与える状況が存在することを発見した場合、それに対してリスク警告を出すことができる。

第十六条 保険加入機構が重大な資産損失等の要因によって資本充足率の大幅な下落を招き、預金の安全および預金保険基金の安全が深刻に脅かされる場合、保険加入機構は預金保険基金管理机构、中国人民銀行、銀行業監督管理機構の要求に基づいて遅滞無く資本の補充、資産増加のコントロール、重大取引与信のコントロール、レバレッ

降低杠杆率等措施。
投保机构有前款规定情形，且在存款保险基金管理机构规定的期限内未改进的，存款保险基金管理机构可以提高其适用费率。

第十七条 存款保险基金管理机构发现投保机构有《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十八条、第三十九条规定情形的，可以建议银行业监督管理机构依法采取相应措施。

第十八条 存款保险基金管理机构可以选择下列方式使用存款保险基金，保护存款人利益：

(一) 在本条例规定的限额内直接偿付被保险存款；

(二) 委托其他合格投保机构在本条例规定的限额内代为偿付被保险存款；

(三) 为其他合格投保机构提供担保、损失分摊或者资金支持，以促成其收购或者承担被接管、被撤销或者申请破产的投保机构的全部或者部分业务、资产、负债。

存款保险基金管理机构在拟订存款保险基金使用方案选择前款规定方式时，应当遵循基金使用成本最小的原则。

第十九条 有下列情形之一的，存款人有权要求存款保险基金管理机构在本条例规定的限额内，使用存款保险基金偿付存款人的被保险存款：

(一) 存款保险基金管理机构担任投保机构的接管组织；

(二) 存款保险基金管理机构实施被撤销投保机构的清算；

(三) 人民法院裁定受理对投保机构的破产申请；

(四) 经国务院批准的其他情形。

存款保险基金管理机构应当依照本条例的规

定率の引下げ等の措置を採らなければならない。

保険加入機構に前項規定の状況が存在し、かつ預金保険基金管理机构が規定した期限内に改善しない場合、預金保険基金管理机构はその適用料率を引き上げることができる。

第十七条 預金保険基金管理机构が保険加入機構に『中華人民共和國銀行業監督管理法』の第三十八条、第三十九条が規定する状況を発見した場合、法に従って銀行業監督管理机构に対し相応の措置を採るよう建議することができる。

第十八条 預金保険基金管理机构は以下の方式を選択して預金保険基金を使用し、預金者利益を保護することができる：

(一) 本条例が規定する限度額内で直接被保険預金を払戻す

(二) その他規格に合う保険加入機構へ委託して本条例が規定する限度額内で被保険預金を代行して払戻す

(三) その他の適格な保険加入機構が接管管理・抹消された或いは破産を申請した保険加入機構の全部或いは一部の業務、資産、負債を買収或いは引受けるように、当該適格保険加入機構に保証を提供し、損失を分担し或いは資金を支援する

預金保険基金管理机构は預金保険基金の使用計画の立案において前項規定の方式を選択する時は、基金使用コスト最小の原則を遵守しなければならない。

第十九条 以下のいずれかの状況を有する場合、預金者は預金保険基金管理机构へ本条例規定の限度額の範囲内で預金保険基金を使用して預金者の被保険預金を払戻すことを要求する権利を有する：

(一) 預金保険基金管理机构が保険加入機構の接管管理を担当する

(二) 預金保険基金管理机构が抹消された保険加入機構の清算を行う

(三) 人民法院が保険加入機構の破産申請を受理して裁定する

(四) 国务院の批准を経たその他の状況

預金保険基金管理机构は本条例の規定に照らして、前項

<p>定，在前款规定情形发生之日起 7 个工作日内足额偿付存款。</p> <p>第二十条 存款保险基金管理机构的的工作人员有下列行为之一的，依法给予处分：</p> <p>（一）违反规定收取保费；</p> <p>（二）违反规定使用、运用存款保险基金；</p> <p>（三）违反规定不及时、足额偿付存款。</p> <p>存款保险基金管理机构的的工作人员滥用职权、玩忽职守、泄露国家秘密或者所知悉的商业秘密的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p> <p>第二十一条 投保机构有下列情形之一的，由存款保险基金管理机构责令限期改正；逾期不改正或者情节严重的，予以记录并作为调整该投保机构的适用费率的依据：</p> <p>（一）未依法投保；</p> <p>（二）未依法及时、足额交纳保费；</p> <p>（三）未按照规定报送信息、资料或者报送虚假的信息、资料；</p> <p>（四）拒绝或者妨碍存款保险基金管理机构依法进行的核查；</p> <p>（五）妨碍存款保险基金管理机构实施存款保险基金使用方案。</p> <p>投保机构有前款规定情形的，存款保险基金管理机构可以对投保机构的主管人员和直接责任人员予以公示。投保机构有前款第二项规定情形的，存款保险基金管理机构还可以按日加收未交纳保费部分 0.05% 的滞纳金。</p> <p>第二十二条 本条例施行前，已被国务院银行业监督管理机构依法决定接管、撤销或者人民法院已受理破产申请的吸收存款的银行业金融机构，不适用本条例。</p> <p>第二十三条 本条例自 2015 年 5 月 1 日起施行。</p>	<p>規定の状況が発生してから 7 営業日以内に満額で預金を払戻さなければならない。</p> <p>第二十条 預金保険基金管理機構の業務人員が以下の行為のいずれかを有する場合、法に従って処分を与える：</p> <p>（一）規定に違反した保険料の受領</p> <p>（二）規定に違反した預金保険基金の使用、運用</p> <p>（三）規定に違反した迅速でなく、不十分な預金の払戻</p> <p>預金保険基金管理機構の業務人員が職権を乱用し、職務怠慢で、国家秘密或いは商業秘密情報を漏洩した場合、法に従って処分を与える；犯罪を構成した場合、法に従って刑事責任を追及する。</p> <p>第二十一条 保険加入機構が以下の状況のいずれかを有する場合、預金保険基金管理機構は期限付きの改善を命じる。期限を過ぎても改善しない或いは状況が深刻な場合、記録を残し併せて当該保険加入機構が適用する料率の根拠を調整する：</p> <p>（一）法に従い保険に加入しない</p> <p>（二）法に従い遅滞なく満額の保険料を納付しない</p> <p>（三）規定に基づき情報、資料を報告しない、或いは虚偽の情報、資料を報告する</p> <p>（四）預金保険基金管理機構の法に従って行う調査を拒絶或いは妨害する</p> <p>（五）預金保険基金管理機構が預金保険基金使用計画を実行することを妨害する</p> <p>保険加入機構が前項規定の状況を有する場合、預金保険基金管理機構は保険加入機構の主管者と直接責任者に対し、公示することができる。保険加入機構が前項第二项规定の状況を有する場合、預金保険基金管理機構は日割りで保険料未納部分の 0.05% の滞纳金を追加徴収することもできる。</p> <p>第二十二条 本条例施行前に、既に国务院銀行業監督管理機構により法に従い接管管理、抹消を決定された或いは人民法院が既に破産申請を受理した預金を受け入れた銀行業金融機構には、本条例を適用しない。</p> <p>第二十三条 本条例は 2015 年 5 月 1 日から施行する。</p>
---	---

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259